

資料編

資料1 温室効果ガス排出量の算定方法	76
資料2 温室効果ガス排出量算出に係るデータ	82
資料3 地球温暖化対策の動向	83
資料4 計画策定の経過	85
資料5 用語解説	101

資料1 温室効果ガス排出量の算定方法

各部門における温室効果ガス排出量(及びエネルギー消費量)の算定は、「地方公共団体実行計画(区域施策編)策定・実施マニュアル 算定手法編」(令和4(2022)年3月(環境省))に基づくものとします。

具体的な算定方法は、下表のとおりです。

算定の際には、各種統計資料、調査結果などを使用し、エネルギー消費状況や活動量の把握、推計を行いました。

◆エネルギー起源の算定方法

部門	考え方		算定式	出典
産業部門				
農林業	石炭・ 石炭製品 石油製品	【エネルギー消費量】 京都府全体における各エネルギー消費量を、農林業就業者で按分して市の消費量とする。 【温室効果ガス排出量】 京都府全体における炭素排出量、エネルギー消費量を、農林業就業者で按分し、係数を乗じて市の排出量とする。	【エネルギー消費量】 京都府の各エネルギー消費量÷府の従業者数×京田辺市の従業者数 【温室効果ガス排出量】 京都府の各エネルギー炭素排出量÷府の従業者数×京田辺市の従業者数×(44／12)	都道府県別エネルギー消費統計調査(資源エネルギー庁) 国勢調査(総務省)
	都市ガス 電気	【エネルギー消費量】 京都府の各エネルギー消費量÷京都府の従業員×京田辺市の従業者数 【温室効果ガス排出量】 京都府の各エネルギー消費量÷京都府の従業員×京田辺市の従業者数×排出係数		
建設業・ 鉱業	石炭・ 石炭製品 石油製品	【エネルギー消費量】 京都府全体における各エネルギー消費量を、建設業・鉱業就業者で按分して市の消費量とする。 【温室効果ガス排出量】 京都府全体における炭素排出量、エネルギー消費量を、建設業・鉱業就業者で按分し、係数を乗じて市の排出量とする。	【エネルギー消費量】 京都府の各エネルギー消費量÷京都府の従業者数×京田辺市の従業者数 【温室効果ガス排出量】 京都府の各エネルギー炭素排出量÷京都府の従業者数×京田辺市の従業者数×(44／12)	都道府県別エネルギー消費統計調査(資源エネルギー庁) 国勢調査(総務省)
	都市ガス 電気	【エネルギー消費量】 京都府の各エネルギー消費量÷京都府の従業者数×京田辺市の従業者数 【温室効果ガス排出量】 京都府の各エネルギー消費量÷京都府の従業者数×京田辺市の従業者数×排出係数		

部門	考え方		算定式	出典
産業部門				
製造業	石炭・ 石炭製品 石油製品 天然ガス	【エネルギー消費量】 京都府全体における各エネルギー消費量を、製造出荷額で按分して市の消費量とする。 【温室効果ガス排出量】 京都府全体における炭素排出量、エネルギー消費量を、製造出荷額で按分し、係数を乗じて市の排出量とする。	【エネルギー消費量】 京都府の各エネルギー消費量÷京都府の製造品出荷額×京田辺市の製造品出荷額等 【温室効果ガス排出量】 京都府の各エネルギー炭素排出量÷京都府の製造品出荷額×京田辺市の製造品出荷額等×(44／12)	都道府県別エネルギー消費統計調査(資源エネルギー庁) 工業統計調査(経済産業省)
	都市ガス 電気		【エネルギー消費量】 京都府の各エネルギー消費量÷京都府の製造品出荷額×京田辺市の製造品出荷額 【温室効果ガス排出量】 京都府の各エネルギー消費量÷京都府の製造品出荷額×京田辺市の製造品出荷額×排出係数	
業務その他部門				
石炭・ 石炭製品 石油製品		【エネルギー消費量】 京都府全体における各エネルギー消費量を、業務系建物床面積で按分して市の消費量とする。 【温室効果ガス排出量】 京都府全体における炭素排出量、エネルギー消費量を、業務系建物床面積で按分し、係数を乗じて市の排出量とする。	【エネルギー消費量】 京都府の各エネルギー消費量÷京都府の業務系建物床面積×京田辺市の業務系建物床面積 【温室効果ガス排出量】 京都府の各エネルギー消費量÷京都府の業務系建物床面積×京田辺市の業務系建物床面積×(44／12)	都道府県別エネルギー消費統計調査(資源エネルギー庁) 固定資産の価格等の概要調書(総務省) 京田辺市統計資料
	都市ガス	【エネルギー消費量】 市の業務用都市ガス販売量(商業用・医療用・公用)を消費量とする。 【温室効果ガス排出量】 市の業務用都市ガス販売量(商業用・医療用・公用)に係数を乗じて市の排出量とする。	【エネルギー消費量】 京田辺市の業務用都市ガス販売量(商業用・医療用・公用) 【温室効果ガス排出量】 京田辺市の業務用都市ガス販売量(商業用・医療用・公用)×排出係数	
	電気	【エネルギー消費量】 京都府全体における電力の消費量を、業務系建物床面積で按分して市の消費量とする。 【温室効果ガス排出量】 京都府全体における各エネルギー消費量を、業務系建物床面積で按分し、係数を乗じて市の排出量とする。	【エネルギー消費量】 京都府の電力消費量÷京都府の業務系建物床面積×京田辺市の業務系建物床面積 【温室効果ガス排出量】 京都府の電力消費量÷京都府の業務系建物床面積×京田辺市の業務系建物床面積×排出係数	

部門	考え方		算定式	出典	
家庭部門					
	灯油	<p>【エネルギー消費量】 県庁所在地(京都市)における世帯あたり灯油購入量を補正し、世帯数を乗じて市の消費量とする。</p> <p>【温室効果ガス排出量】 算定した消費量に、係数を乗じて市の排出量とする。</p>	<p>【エネルギー消費量】 県庁所在地(京都市)世帯あたり灯油購入量×世帯人員補正係数×京田辺市世帯数</p> <p>【温室効果ガス排出量】 県庁所在地(京都市)世帯あたり灯油購入量×世帯人員補正係数×京田辺市世帯数×排出係数</p>	家庭調査年報(総務省) 京田辺市統計資料	
	LPG	<p>【エネルギー消費量】 近畿地方の世帯あたり LPG 購入量の平均値を補正し、世帯数を乗じて市の消費量とする。</p> <p>【温室効果ガス排出量】 算定した消費量に、係数を乗じて市の排出量とする。</p>	<p>【エネルギー消費量】 近畿地方の世帯あたり LPG 購入量(平均)×世帯人員補正係数×京田辺市世帯数</p> <p>【温室効果ガス排出量】 近畿地方の世帯あたり LPG 購入量(平均)×世帯人員補正係数×京田辺市世帯数×排出係数</p>		
	都市ガス	<p>【エネルギー消費量】 市の家庭用都市ガス販売量を消費量とする。</p> <p>【温室効果ガス排出量】 市の家庭用都市ガス販売量に、係数を乗じて市の排出量とする。</p>	<p>【エネルギー消費量】 京田辺市家庭用都市ガス販売量</p> <p>【温室効果ガス排出量】 京田辺市家庭用都市ガス販売量×排出係数</p>	京田辺市統計資料	
	電気	<p>【エネルギー消費量】 京都府全体における家庭用電力の消費量を、世帯数で按分して市の消費量とする。</p> <p>【温室効果ガス排出量】 算定した消費量に、係数を乗じて市の排出量とする。</p>	<p>【エネルギー消費量】 京都府電力消費量÷京都府世帯数×京田辺市世帯数</p> <p>【温室効果ガス排出量】 京都府電力消費量÷京都府世帯数×京田辺市世帯数×排出係数</p>	京田辺市統計資料	
運輸部門					
	自動車	軽油 ガソリン	<p>【エネルギー消費量】 全国における車種別 1 台あたり各エネルギー消費量を算出し、各保有台数を乗じて市の消費量とする。</p> <p>【温室効果ガス排出量】 算出した消費量に、係数を乗じて市の排出量とする。</p>	<p>【エネルギー消費量】 全国車種別燃料消費量÷全国車種別自動車保有台数×京田辺市車種別自動車保有台数</p> <p>【温室効果ガス排出量】 全国車種別燃料消費量÷全国車種別自動車保有台数×京田辺市車種別自動車保有台数×排出係数</p>	自動車保有車両数統計 (国土交通省) 京田辺市統計資料

◆非エネルギー起源の算定方法

部門	考え方		算定式	出典
運輸部門				
鉄道	電力等	<p>【エネルギー消費量】 各鉄道事業者全体でのエネルギー消費量を、市内の営業キロ数で按分して市の消費量とする。</p> <p>【温室効果ガス排出量】 各鉄道事業者全体での温室効果ガス排出量を、市内の営業キロ数で按分して市の排出量とする。</p>	<p>【エネルギー消費量】 各鉄道事業者(JR 西日本、近畿日本鉄道)全体のエネルギー消費量×京田辺市内営業キロ数÷全線営業キロ数</p> <p>【温室効果ガス排出量】 各鉄道事業者(JR 西日本、近畿日本鉄道)全体の温室効果ガス排出量×京田辺市内営業キロ数÷全線営業キロ数</p>	JR 西日本 CSR レポート 近畿日本鉄道 CSR レポート 鉄道統計年報(国土交通省)
廃棄物部門				
CO ₂ の排出	廃棄物の焼却によるもの	<p>【温室効果ガス排出量】 一般廃棄物焼却量のうち、プラスチック類の重量(乾燥ベース)を市の活動量とする。 活動量に係数を乗じて排出量を算出する。</p>	<p>【温室効果ガス排出量】 一般廃棄物焼却量(乾燥ベース)×廃プラスチック率×排出係数</p>	京田辺市統計資料
CH ₄ 、N ₂ O の排出	廃棄物の焼却によるもの	<p>【温室効果ガス排出量】 一般廃棄物焼却量を市の活動量とする。活動量に係数を乗じて排出量を算出する。</p>	<p>【温室効果ガス排出量】 一般廃棄物焼却量×排水係数</p>	
	排水処理によるもの	<p>【温室効果ガス排出量】 下水処理量、し尿及び浄化槽汚泥処理量、排水処理の種類ごとの処理対象人口を市の活動量とする。活動量に係数を乗じて排出量を算出する。</p>	<p>【温室効果ガス排出量】 下水処理量×排出係数 し尿及び浄化槽汚泥処理量×排出係数 排水処理施設処理対象人口×排水係数</p>	

◆地球温暖化係数

温室効果ガス	地球温暖化係数
二酸化炭素(CO ₂)	1
メタン(CH ₄)	25
一酸化二窒素(N ₂ O)	298

◆各種係数

<単位発熱係数と炭素排出係数>

エネルギー種別	単位	単位発熱係数(MJ)		炭素排出係数(MJ)	
		平成17(2005)～ 平成20(2008)年度	平成21(2009) 年度～	平成17(2005)～ 平成20(2008)年度	平成21(2009) 年度～
一般炭	kg	26.6	25.7	0.0247	0.0247
コークス	kg	30.1	29.4	0.0294	0.0294
原油	L	38.2	38.2	0.0187	0.0187
ガソリン	L	34.6	34.6	0.0183	0.0183
灯油	L	36.7	36.7	0.0185	0.0185
軽油	L	38.2	37.7	0.0187	0.0187
A重油	L	39.1	39.1	0.0189	0.0189
B重油・C重油	L	41.7	41.9	0.0195	0.0195
液化石油ガス (LPG)	kg	50.2	50.8	0.0163	0.0161
液化天然ガス (LNG)	kg	54.5	54.6	0.0135	0.0135

<都市ガス及び電力の二酸化炭素排出係数>

エネルギー種別	単位	単位発熱係数(MJ)		炭素排出係数(MJ)	
		平成17(2005)～ 平成20(2008)年度	平成21(2009) 年度～	平成17(2005)～ 平成20(2008)年度	平成21(2009) 年度～
都市ガス	m ³	41.1	44.8	0.0138	0.0136

<廃棄物の排出係数>

○二酸化炭素(CO₂)

種類	単位	平成21(2009)年度～
[焼却]		
一般廃棄物(プラスチック類)の焼却	t-CO ₂ /t	2.77

○メタン(CH₄)

種類	単位	平成 21(2009)年度～
[焼却]		
一般廃棄物の焼却 (準連続燃焼式焼却施設)	t-CH ₄ /t	0.000077
[排水処理(下水処理)]		
終末処理場	t-CH ₄ /m ³	0.00000088
[排水処理(し尿処理)]		
し尿処理施設	t-CH ₄ /m ³	0.000038
[排水処理(排水処理施設別人口)]		
コミュニティプラント	t-CH ₄ /人	0.0002
単独処理浄化槽		0.0002
合併処理浄化槽		0.0011
汲み取り		0.0002

○一酸化二窒素(N₂O)

種類	単位	平成 21(2009)年度～
[焼却]		
一般廃棄物の焼却 (準連続燃焼式焼却施設)	t- N ₂ O/t	0.0000539
[排水処理(下水処理)]		
終末処理場	t- N ₂ O / m ³	0.00000016
[排水処理(し尿処理)]		
し尿処理施設	t- N ₂ O / m ³	0.00000093
[排水処理(排水処理施設別人口)]		
コミュニティプラント	t- N ₂ O / 人	0.000039
単独処理浄化槽		0.00002
合併処理浄化槽		0.000026
汲み取り		0.00002

資料 2 温室効果ガス排出量算出に係るデータ

(1) 温室効果ガス排出量と電力排出係数の推移

本市の温室効果ガス排出量と電力排出係数(関西電力株式会社)の推移を以下に示します。

図表 111 温室効果ガス排出量と電力排出係数(関西電力株式会社)の推移



図表 112 温室効果ガス排出量と電力排出係数(関西電力株式会社)一覧

出典:電気事業者別排出係数(特定排出者の温室効果ガス排出量算定用)(環境省・経済産業省)

区分	平成25(2013)年度	平成26(2014)年度	平成27(2015)年度	平成28(2016)年度	平成29(2017)年度	平成30(2018)年度	令和元(2019)年度
温室効果ガス総排出量(万t-CO ₂ /年)	36.9	40.0	35.4	38.2	36.3	32.3	31.4
産業部門(万t-CO ₂ /年)	9.8	13.6	9.9	12.5	12.0	10.2	9.9
民生業務部門(万t-CO ₂ /年)	7.9	7.9	7.2	7.6	6.8	6.0	5.8
民生家庭部門(万t-CO ₂ /年)	9.1	8.6	8.3	8.2	7.6	6.1	5.8
運輸部門(万t-CO ₂ /年)	9.1	9.0	9.0	9.0	9.1	9.1	9.0
廃棄物部門(万t-CO ₂ /年)	1.0	0.9	1.0	0.9	0.8	0.9	0.9
基礎排出係数(kg-CO ₂ /kWh)	0.522	0.531	0.509	0.509	0.435	0.352	0.340
調整後排出係数(kg-CO ₂ /kWh)	0.516	0.523	0.496	0.493	0.418	0.334	0.318

資料3 地球温暖化対策の動向

(1) 地球温暖化に関する国内外の動向

平成27(2015)年12月の気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)で採択され、平成28(2016)年11月に発効したパリ協定を受け、多くの国が世界の平均気温の上昇を産業革命以前と比べて1.5度以内に抑える「1.5度目標」および温室効果ガス排出量を今世紀後半に実質ゼロまで下げるという「排出ゼロ目標」を掲げています。

令和4(2022)年11月には、エジプト・シャルム・エル・シェイクで国連気候変動枠組条約第27回締約国会議(COP27)が開催され、令和3(2021)年の国連気候変動枠組条約第26回締約国会議(COP26)の全体決定「グラスゴー気候合意」の内容を踏襲しつつ、緩和、適応、ロス＆ダメージ、気候資金などの分野で、締約国の気候変動対策の強化を求める内容となりました。緩和策の分野では、令和5(2023)年までに同目標に整合的なNDC(温室効果ガス排出削減目標)を設定していない締約国に対して、目標の再検討・強化を求めることが決定されました。また、すべての締約国に対して、排出削減対策が講じられていない石炭火力発電の廃止及び非効率な化石燃料補助金からのフェーズ・アウトを含む努力を加速することを求める内容が含まれました。

我が国においても、令和2(2020)年10月、内閣総理大臣が「令和32(2050)年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち令和32(2050)年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」ことを宣言しました。令和3(2021)年4月には、令和32(2050)年カーボンニュートラルと整合的で野心的な目標として、令和12(2030)年度に温室効果ガスを平成25(2013)年度から46%削減することを目指すこと、さらに50%の高みに向け挑戦することを表明しました。同年5月には、「地球温暖化対策の推進に関する法律」が改正され、「令和32(2050)年までの脱炭素社会の実現」が基本理念として法律に位置付けられました。また、令和32(2050)年カーボンニュートラルの実現には、温室効果ガス排出の8割以上を占めるエネルギー分野の取り組みが重要になり、同年10月には、国のエネルギー政策の道筋を示す「第6次エネルギー基本計画」が策定されました。電力部門では、再エネや原子力などの実用段階にある脱炭素電源を活用し着実に脱炭素化を進めるとともに、水素・アンモニア発電やCCUSなどを前提とした火力発電などのイノベーションを追求、非電力部門では、脱炭素化された電力による電化を進め、電化が困難な部門については、水素や合成燃料などの活用より脱炭素化を図るとしています。

また、京都府においては、国内外の動向を受け、令和2(2020)年2月に、「令和32(2050)年温室効果ガス排出量実質ゼロ」を目指すことを宣言しました。そして、「令和32(2050)年温室効果ガス排出量実質ゼロ」の実現に向けて、これまでの対策の進捗を踏まえつつ、令和2(2020)年12月に地球温暖化対策条例の改正を行い、令和12(2030)年度までに平成25(2013)年度と比べて温室効果ガス排出量を40%以上削減することを新たな目標として設定し、令和3(2021)年3月に、新たな目標の達成に向けた方策を明らかにするために、「京都府地球温暖化対策推進計画」を策定しました。

(2) 温室効果ガス排出削減目標に関する国内外の動向

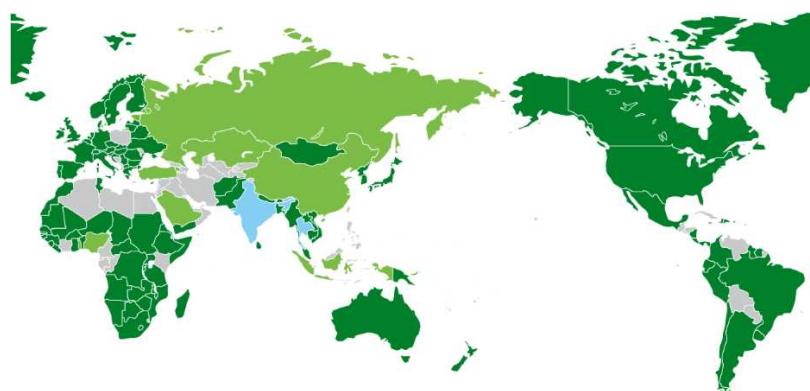
IPCCの平成30(2018)年10月に公表した「1.5℃特別報告書」において、気温上昇を約1.5℃に抑えるためには、令和12(2030)年までに平成22(2010)年比で世界全体のCO₂排出量を約45%削減することが必要という知見が示され、令和3(2021)年8月に公表されたIPCC第6次評価報告書第1作業部会報告書(自然科学的根拠)では、世界の平均気温は、令和元(2019)年までの段階で産業革命前と比べて約1.1℃上昇しており、「人間の影響が大気・海洋・陸域を温暖化させてきたことは疑う余地がない」とされ、人間の活動が温暖化の原因であると初めて断定されました。

わが国を含め144の国と地域が令和32(2050)年までのカーボンニュートラルの実現に向けて取り組む表明が行われるなど、世界各国で脱炭素化に向けた動きが加速しています。

国・地域	令和12(2030)年度目標	令和32(2050)年 ネットゼロ
日本	-46%(平成25(2015)年度比)(さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていく	表明済み
アメリカ	-50%~-52%(平成17(2005)年比)	表明済み
イギリス	-68%以上(平成2(1990)年比)	表明済み
EU	-55%以上(平成2(1990)年比)	表明済み
ロシア	平成2(1990)年排出量の70%(-30%)	令和42(2060)年 ネットゼロ
中国	(1) CO ₂ 排出量のピークを令和12(2030)年より前にすることを目指す (2) GDP当たりCO ₂ 排出量を-65%以上(平成17(2005)年比)	令和42(2060)年 までに ネットゼロ
インド	GDP当たり排出量を-45%(平成17(2005)年比)	令和52(2070)年 ネットゼロ

図表 113 温室効果ガス主要排出国の削減目標

出典:各国の2030年目標(令和4(2022)年10月25日時点)(外務省)



- 2050年までのカーボンニュートラル表明国（日本を含め144か国）
- 2060年までのカーボンニュートラル表明国
- 2070年までのカーボンニュートラル表明国

図表 114 カーボンニュートラルを表明した国・地域

出典:日本のエネルギー2021年度版(資源エネルギー庁)

資料4 計画策定の経過

(1)委員会規則、設置条例

【京田辺市地球温暖化対策実行計画推進委員会規則】

平成26年3月28日

規則第16号

京田辺市地球温暖化対策実行計画推進委員会設置規則(平成24年京田辺市規則第64号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規則は、京田辺市附属機関設置条例(平成26年京田辺市条例第1号)第7条の規定に基づき、京田辺市地球温暖化対策実行計画推進委員会(以下「委員会」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員の構成)

第2条 委員の構成は、次のとおりとする。

- (1) 市議会議員
- (2) 学識経験のある者
- (3) 各種団体を代表する者
- (4) 事業者を代表する者
- (5) その他市長が適当と認める者

(委員長)

第3条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会は、委員長が招集する。ただし、委員長及びその職務を代理する者が在任しないときの委員会は、市長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、環境担当課において処理する。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

【京田辺市附属機関設置条例(抜粋)】

平成26年3月28日

条例第1号

(趣旨)

第1条 この条例は、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めるもののほか、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、附属機関の設置に関する必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 市は、別表執行機関の欄に掲げる執行機関の附属機関として、それぞれ同表名称の欄に掲げる附属機関を置く。

(担任事務)

第3条 附属機関の担任する事務は、それぞれ別表担任事務の欄に掲げるとおりとする。

(委員)

第4条 附属機関は、それぞれ別表人数の欄に掲げる人数の委員で組織する。

2 委員は、それぞれの附属機関が担任する事務に応じて執行機関が適当と認める者の中から、執行機関が委嘱し、又は任命する。

3 委員の任期は、それぞれ別表任期の欄に掲げる期間とし、再任されることを妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(部会)

第5条 附属機関は、担任事務に関し必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

(秘密を守る義務)

第6条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織及び運営に関する必要な事項は、執行機関が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

11 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に存する合議体で別表に掲げる附属機関又は附則第2項から前項までの規定による改正後のそれぞれの条例に規定する審議会、委員会その他の機関に相当するもの(以下「旧審議会等」という。)が現に行っている調査、審査その他の手続は、それぞれ同表に掲げる附属機関又は附則第2項から前項までの規定による改正後のそれぞれの条例に規定する審議会、委員会その他の機関(以下「新附属機関」という。)が行う調査、審査その他の手続とみなす。

(委員の任期の特例)

12 この条例の施行の際現に従前の旧審議会等の委員である者は、それぞれ施行日に新附属機関の委員として委嘱され、又は任命された者とみなす。この場合において、その委嘱され、又は任命されたものとみなされる者の任期は、別表に掲げる任期又は附則第2項から第10項までの規定による改正後のそれぞれの条例に規定する任期にかかわらず、施行日における従前の旧審議会等の委員としてのそれぞれの任期の残任期間とする。

別表(第2条—第4条関係)

執行機関	名称	担任事務	人数	任期
市長	地球温暖化対策実行計画推進委員会	次に掲げる事項について協議すること。 (1) 京田辺市地球温暖化対策実行計画(区以内域施策編)(以下この欄において「実行計画」という。)の策定に関すること。 (2) 実行計画の実施に関すること。 (3) その他委員会の目的達成に必要な事項に関すること。	18人	2年

(2) 京田辺市地球温暖化対策実行計画推進委員会委員

◆京田辺市地球温暖化対策実行計画推進委員会委員

(敬称略、順不同)

区分	氏名	職名等
委員長	郡嶋 孝	同志社大学 名誉教授
職務代理者	千田 二郎	同志社大学理工学部 教授
委員	橋本 善之	市議会建設経済常任委員会 委員長
委員	青木 綱次郎	市議会建設経済常任委員会 副委員長
委員	鈴木 靖文	有限会社ひのでやエコライフ研究所 取締役
委員	西田 保次	きょうたなべ環境市民パートナーシップ 会長
委員	米田 泰子	京田辺ネットワークの会かがやき 会長
委員	岩本 俊樹	京田辺市商工会工業部会 会長
委員	行村 由美	関西電力送配電株式会社 京都支社 伏見配電営業所 コミュニケーション副長
委員	清水 拓哉	大阪ガス株式会社 エナジーソリューション事業部 営業部 地域共創第3チーム マネージャー
委員	吉房 尚	大和ハウス工業株式会社 本店 環境エネルギー事業部 次長
委員	太田 邦彦	株式会社椿本チエイン CSR推進センター 京田辺工場 総務課長
委員	前川 宗範	京田辺市経済環境部 部長
委員	西村 美紀	京田辺市民一般公募
委員	山本 和仁	京田辺市民一般公募
委員	柳生 静慶	京田辺市民一般公募
委員	西田 保次	京田辺市民一般公募
委員	小室 明美	京田辺市民一般公募

◆事務局

区分	職名	氏名
京田辺市環境課	環境課 課長	内藤 順文
	環境政策係 係長	島田 博之
	環境政策係 主事	信國 健太
(株)地域計画建築研究所 (アルパック)	取締役	畠中 直樹
	サステナビリティマネジメントグループ チーム長	中川 貴美子
	サステナビリティマネジメントグループ 主任	駒 和磨

(3)委員会の開催

開催日	名 称	協議内容 等
令和3 (2021)年度	12月21日	京田辺市地球温暖化対策実行計画推進委員の委嘱状交付式及び同委員会 (令和3(2021)年度第1回)
	3月23日	京田辺市地球温暖化対策実行計画推進委員の委嘱状交付式及び同委員会 (令和3(2021)年度第2回)
令和4 (2022)年度	5月18日	京田辺市地球温暖化対策実行計画推進委員会 (令和4(2022)年度第1回)
	8月9日	京田辺市地球温暖化対策実行計画推進委員会 (令和4(2022)年度第2回)
	10月24日	京田辺市地球温暖化対策実行計画推進委員会 (令和4(2022)年度第3回)
	1月24日	京田辺市地球温暖化対策実行計画推進委員会 (令和4(2022)年度第4回)

(4)京田辺気候変動市民会議 開催概要

●実施目的

国内外でどのようなことが起こっているのかを知り、地域に次世代が、住み続けることができるよう、市民はどのように暮らしを変えていくのか、どんなことを選択していのか、を考える場として開催した。

本市に住まわれている市民の方々が集まり、学び、考え、地域でどのようなことに取り組んでいくのか、4回の会を通じて、市民目線の提言をまとめていくことを目的としています。

再生可能エネルギー、移動、建物、地域経済循環(消費・食含む)の4つのテーマ及び横断的なテーマとして教育についてディスカッションを行いました。

図表 115 京田辺気候変動市民会議 開催概要

開催日	実施概要
第1回 令和4 (2022)年 4月23日 18名参加	<ul style="list-style-type: none"> ・勉強会:気候危機をめぐる動向と持続可能な地域づくり 畠中 直樹 氏 大阪大学大学院工学研究科招聘教員(環境・エネルギー工学) ひょうご持続可能地域づくり機構(HsO) 代表理事 (株)地域計画建築研究所(アルパック) 取締役 ・話題提供:市民・事業者アンケート結果 ・グループディスカッション 「自己紹介および気になる、考えたいテーマ」
第2回 令和4 (2022)年 5月28日 18名参加	<ul style="list-style-type: none"> ・話題提供:テーマ別取組検討のポイントとほか地域事例 畠中 直樹 氏 大阪大学大学院工学研究科招聘教員(環境・エネルギー工学) ひょうご持続可能地域づくり機構(HsO) 代表理事 (株)地域計画建築研究所(アルパック) 取締役 ・グループディスカッション 「市民5~10割で実施していく内容の洗い出しに向けて」
第3回 令和4 (2022)年 6月25日 14名参加	<ul style="list-style-type: none"> ・話題提供:目標達成に向けた取組イメージ 畠中 直樹 氏 大阪大学大学院工学研究科招聘教員(環境・エネルギー工学) ひょうご持続可能地域づくり機構(HsO) 代表理事 (株)地域計画建築研究所(アルパック) 取締役 ・深堀ディスカッション
第4回 令和4 (2022)年 7月23日 14名参加	<ul style="list-style-type: none"> ・グループディスカッション:提言とりまとめ、今後に向けて ・一人一言:参加者自身が取り組んでいこうと思うとりくみ

※参加人数は事務局等含む

(5)前計画の具体的な取組状況

1 エコなくらし(家庭部門に関する対策)

①ライフスタイルの転換推進

- ・広報「ほっと京たなべ」に令和3(2021)年4月に「家庭のエコ支援補助金」、5月に「緑のカーテン」、6月・7月・8月・11月・12月に「クールチョイス」、10月に「ごみを減らそう」と特集、令和4(2022)年2月に「ペットボトルのリサイクル」、また同月より各月にて「2050年ゼロカーボンシティの実現に向けて」と題して連載記事を掲載
- ・みんなでチャレンジエコアクション！30のエコ行動について、6月・8月・11月・12月と広報にてエコ行動を追加し普及啓発を図る
- ・「環境フェスタ in KYOTANABE」の開催

年度	平成27 (2015)	平成28 (2016)	平成29 (2017)	平成30 (2018)	令和元 (2019)	令和2 (2020)	令和3 (2021)
入場者数	1,025	1,014	1,310	1,405	1,497	-	-
出展団体数	14	17	19	18	21	-	-

※令和2(2020)～令和3(2021)年度はコロナウイルス感染拡大防止により中止

②省エネルギー機器などの導入推進

【1-① 同様取組】

③再生可能エネルギーなどの導入推進

- ・市民に対して「住宅用蓄電池システム等設置補助金」により、蓄電池と併せて太陽光発電システムを設置した個人に補助を継続して実施

年度	平成28 (2016)	平成29 (2017)	平成30 (2018)	令和元 (2019)	令和2 (2020)	令和3 (2021)
申請件数	15	29	22	39	41	47

- ・EE電(再生可能エネルギー由来の電気への切り替え)の利用を広報紙や全戸配布等により推進

年度	令和2(2020)		令和3(2021)	
広報	12月号		12月号	
配布	12月 回覧		12月 全戸配布	
登録期間	令和2.10.13～ 令和3.1.4	令和3.2.1～ 令和3.5.7	令和3.9.28～ 令和4.2.28	
登録者数	25	34	78	

- ・京都0円ソーラープラットフォーム(初期費用0円で太陽光パネルを設置してみませんか)の利用を広報紙や回覧により推進

年度	令和3(2021)
広報	12月号
配布	12月 回覧
見積依頼数	18

- ・FIT制度による再生可能エネルギー(太陽光発電(電気))の現状把握
区域(本市)の太陽光発電の設備容量の導入状況(kW)

年度	平成26 (2014)	平成27 (2015)	平成28 (2016)	平成29 (2017)	平成30 (2018)	令和元 (2019)	令和2 (2020)
10kW未満	6,955	7,803	8,712	9,286	10,036	10,708	11,815
10kW以上	4,976	5,919	7,191	7,478	7,665	10,549	11,587
合計	11,931	13,722	15,903	16,764	17,702	21,257	23,402

区域(本市)の太陽光発電による発電電力量(MWh)

年度	平成26 (2014)	平成27 (2015)	平成28 (2016)	平成29 (2017)	平成30 (2018)	令和元 (2019)	令和2 (2020)
10kW未満	8,347	9,364	10,455	11,144	12,045	12,851	14,179
10kW以上	6,582	7,830	9,512	9,892	10,139	13,954	15,327
合計	14,929	17,193	19,968	21,035	22,184	26,804	29,506
区域の電気 使用量	408,157	364,813	398,993	411,517	399,407	389,065	389,065
対消費電力 FIT導入比	3.7%	4.7%	5.0%	5.1%	5.6%	6.9%	7.6%

区域(本市)の太陽光発電(10kW 未満)設備の導入件数累積(件)

年度	平成 26 (2014)	平成 27 (2015)	平成 28 (2016)	平成 29 (2017)	平成 30 (2018)	令和元 (2019)	令和 2 (2020)
10kW 未満	1,846	2,061	2,292	2,424	2,603	2,753	2,971

出典:環境省 自治体排出量カルテ(令和 3(2021)年 3 月時点)

④環境に配慮した住まいの導入推進

【1-① 同様取組】

2 工コな事業活動(産業部門・業務その他部門に関する対策)

⑤事業活動の転換推進

- 環境フェスタ開催における民間事業者の参加数

年度/ 事業者名	平成 30 (2018)	令和元 (2019)	令和 2 (2020)	令和 3 (2021)
1	関西電力	関西電力	-	-
2	大阪ガス	大阪ガス		
3	椿本チエイン	椿本チエイン		
4	パナソニックデバイス日東	パナソニックデバイス日東		
5	同志社(女子)大学	同志社(女子)大学		
6		富士ゼロックス京都		
7		三菱自動車工業		
計	5	7	-	-

※令和 2(2020)～令和 3(2021)年度コロナウイルス感染拡大防止により中止

⑥省エネルギー設備・機器などの導入推進

- ・省エネ法定期報告に基づく事業者クラス分け評価の結果

市域における民間事業者抜粋(令和3(2021)年度提出分(令和2(2022)年度実績))

No.	事業者等名 ※省エネ法対象事業者	省エネ評価			
		平成30 (2018)	令和元 (2019)	令和2 (2020)	令和3 (2021)
1	大日本パックス京都株式会社	○	○	○	○
2	株式会社椿本チエイン		○	○	○
3	学校法人同志社	○	○		○
4	ニッタ・デュポン株式会社	○			
5	株式会社ニチダイ	○	○	○	
6	パナソニックデバイス日東 株式会社	○	○		
7	株式会社 明治	○	○		

※事業者クラス分け評価制度では、評価の結果として、以下①、②のいずれかを満たす事業者を省エネ優良事業者(Sクラス)としています。

- ①エネルギーの使用に係る原単位(エネルギー消費原単位)または電気需要平準化原単位の5年度間平均原単位変化が1%以上の低減であること。
- ②ベンチマーク指標が目指すべき水準を達成しており、達成事業におけるエネルギーの使用量の割合が50%以上であること。

※「省エネ評価」の欄は、事業者をSクラスと評価する場合に限り、「○」を記載するものです。

令和3(2021)年6月に同志社大学がカーボンリサイクル社会の実現に向けた産官学連携による教育研究活動を全学的に推進する「同志社大学カーボンリサイクル教育研究プラットフォーム」を発足。

⑦再生可能エネルギーなどの導入推進

- ・市内の再生可能エネルギー(太陽光)発電設備(太陽光20kW未満を除く)

年度	平成25 (2013)	平成26 (2014)	平成27 (2015)	平成28 (2016)	平成29 (2017)	平成30 (2018)	令和元 (2019)
件数	53	61	66	69	72	79	81
合計出力 (kW)	14,729	16,375	17,552	17,646	20,589	20,932	21,153

※合計出力:小数点以下四捨五入

出典:固定価格買取制度 HP(資源エネルギー庁)

- ・上記の内で合計出力が最も高い発電事業者(上位10事業者(令和3(2021)年9月時点))

N O	発電事業者名	発電設備の所在地 (代表住所)	太陽電池の 合計出力(kW)	新規 認定日
1	株式会社神戸物産	普賢寺針木谷 27-4	9,990.0	平成 26/3/24
2	プロロジス・グリーン 有限公司	松井宮田 53	2,469.2	平成 30/3/5
3	株式会社アーテック	大住濱 5-1	1,435.0	平成 26/3/25
4	株式会社希刻	薪斧窪 2-1	1,123.2	平成 27/3/18
5	有限公司フェニックス	大住大峯 17-1	1,000.3	平成 28/3/3
6	SBSアセットマネジメント 株式会社	大住濱 55-13	617.4	平成 25/2/12
7	株式会社ダイキアクシス・サ ステイナブル・パワー	草内大東 49-1	396.0	平成 30/3/12
8	株式会社ソレールサービス	水取車谷 22	330.6	平成 27/1/29
9	ニッタ株式会社	甘南備台 3-17-1	325.5	平成 26/1/28
10	株式会社リンガーハット	大住門田 20	250.0	平成 24/12/28

出典:固定価格買取制度 HP(資源エネルギー庁)

⑧環境に配慮した建物の普及促進

【1-① 同様取組】

- ・市内事業者による環境マネジメントシステムの構築・運用状況(令和3(2021)年9月時点)

登録機関名	登録企業数
KES環境マネジメントシステム	8
エコアクション21	2

- ・本市を所在地とする企業のISO14001の認証

年度	平成 27 (2015)	平成 28 (2016)	平成 29 (2017)	平成 30 (2018)	令和元 (2019)	令和 2 (2020)	令和 3 (2021)
認証件数	7	8	8	8	4	4	4

出典:公益財団法人日本適合性認定協会より認証件数の情報提供

⑨市の先導的取組の推進

- ・公共施設の緑のカーテン実施状況

年度	平成 27 (2015)	平成 28 (2016)	平成 29 (2017)	平成 30 (2018)	令和元 (2019)	令和 2 (2020)	令和 3 (2021)
実施施設数	29	29	36	36	38	37	39

- ・夏のエコスタイル・キャンペーン(室温 28℃)及び冬のエコオフィス・キャンペーン(室温 20℃)の実施
- ・庁舎ライトダウンの実施(夏至 6/21、七夕 7/7、お盆 8/16)
- ・不要な照明の消灯、紙の有効活用など、節電・省エネに努めるとともに、毎年、KES環境機構による環境審査を受講し認証を受ける。(令和 3(2021)年 2 月 25 日受審)

3 ごみ・資源のエコ(廃棄物部門に関する対策)

⑩3R の推進

- ・3月に広報による啓発【1-① 同様取組】
- ・市内のリユースショップ「京田辺エコパークかんなび」の利用促進を図る

年度	平成 27 (2015)	平成 28 (2016)	平成 29 (2017)	平成 30 (2018)	令和元 (2019)	令和 2 (2020)	令和 3 (2021)
入場者数	29,859	28,347	23,784	24,341	31,389	31,185	31,389
提供者数	3,650	3,499	2,350	2,679	2,674	2,248	2,674

出典:京田辺市 清掃衛生課

⑪不法投棄の防止推進

- ・5月のごみ不法投棄監視ウィークに広報による啓発
- ・市民一斉清掃の支援
- ・市民一斉清掃の参加状況

年度	平成27 (2015)	平成28 (2016)	平成29 (2017)	平成30 (2018)	令和元 (2019)	令和2 (2020)	令和3 (2021)
参加者数	21,790	22,401	22,364	20,492	22,268	-	-
参加団体数	68	68	61	66	69	-	-

※令和2(2020)～令和3(2021)年度コロナウイルス感染拡大防止により中止

- ・環境パトロールの実施(毎日)及び不法投棄監視カメラの設置

⑫資源循環の推進

- ・市民に対して「家庭生ごみ自家処理容器設置費補助金」により設置した個人に補助を継続して実施

年度	平成27 (2015)	平成28 (2016)	平成29 (2017)	平成30 (2018)	令和元 (2019)	令和2 (2020)	令和3 (2021)
申請件数	16	10	11	17	13	31	37

出典:京田辺市 清掃衛生課

4 エコなまちづくり(運輸部門や適応策に関する対策)

⑬環境負荷の少ない交通手段の普及促進

- ・公共交通機関の利用促進のため、市内路線バス時刻表・路線図作成し、市内公共施設やホームページなどにて普及啓発を図る
- ・市内のレンタサイクルの利用促進を図る(新田辺駅東自転車駐車場)

年度	平成27 (2015)	平成28 (2016)	平成29 (2017)	平成30 (2018)	令和元 (2019)	令和2 (2020)	令和3 (2021)
申請件数	839	633	1,124	1,216	1,187	863	592

出典:京田辺市 計画交通課

⑭環境にやさしい車・運転の普及促進

- ・11月のエコドライブ推進月間に広報による啓発【1-① 同様取組】

⑯ヒートアイランド対策の推進(適応策 1)

- ・ 5月に「緑のカーテンつくろう」の広報による啓発
- ・ 市ときょうたなべ環境市民パートナーシップによる「緑のカーテン作り説明会」の実施状況(ゴーヤ苗等の配布)

年度	平成 27 (2015)	平成 28 (2016)	平成 29 (2017)	平成 30 (2018)	令和元 (2019)	令和 2 (2020)	令和 3 (2021)
参加数	111	108	63	70	60	62	51
配布数	333	324	189	210	180	232	161

- ・ 雨水の有効利用の推進として、市民に対して「雨水タンク設置補助金」により設置した個人または法人に補助を継続して実施

年度	平成 28 (2016)	平成 29 (2017)	平成 30 (2018)	令和元 (2019)	令和 2 (2020)	令和 3 (2021)
申請件数	50	13	12	8	11	8

⑯災害に強いまちづくりの推進(適応策 2)

- ・ ハザードマップの配布
- ・ 防災訓練の実施及び地域防災計画の見直し
- ・ 京都府等における地域防災力の向上を目指した地域社会連携に関する協定に基づく外部給電車両の貸与要請運用訓練の実施(大住小学校)

【1-③ 同様取組】

⑯みどりの保全・活用推進(適応策 3)

- ・ きょうたなべ環境市民パートナーシップによる田辺公園の保全活動と整備
- ・ 市民に対して「緑化推進指導要綱」により新生児誕生記念に苗木を配布

年度	平成 27 (2015)	平成 28 (2016)	平成 29 (2017)	平成 30 (2018)	令和元 (2019)	令和 2 (2020)	令和 3 (2021)
申請件数	226	212	194	177	176	184	202

出典:京田辺市 公園緑地課

- ・ 市民に対して「生垣設置奨励補助金」により設置した個人に補助を継続して実施

年度	平成 27 (2015)	平成 28 (2016)	平成 29 (2017)	平成 30 (2018)	令和元 (2019)	令和 2 (2020)	令和 3 (2021)
申請件数	6	5	0	5	4	3	2

出典:京田辺市 公園緑地課

・記念植樹祭の開催

年度	平成27 (2015)	平成28 (2016)	平成29 (2017)	平成30 (2018)	令和元 (2019)	令和2 (2020)	令和3 (2021)
開催場所	田辺公園 花見山	防賀川公園東側	防賀川公園東側	防賀川公園東側	同志社山手さくらの丘公園	同志社山手さくらの丘公園	山手東上西野線
植樹本数	12	12	12	12	12	12	12

出典:京田辺市 公園緑地課

5 エコな人づくり(全部門に関する対策)

⑧学校での環境教育の推進

- 市内小学校4年生に対して、ごみ問題の学習、市清掃工場(甘南備園)の見学を通じて、環境教育を推進する

年度	平成28 (2016)	平成29 (2017)	平成30 (2018)	令和元 (2019)	令和2 (2020)	令和3 (2021)
学校数	7	7	8	7	-	-
参加人数	511	512	598	549	-	-

※令和2(2020)～令和3(2021)年度コロナウイルス感染拡大防止により中止

出典:京田辺市 清掃衛生課

- 同志社大学大学生に地球温暖化問題及びクールチョイス運動について理解してもらい、先生役として市内の小学校4年生に環境授業を実施する

年度	令和元 (2019)	令和2 (2020)	令和3 (2021)
小学校名	桃園	大住・草内・松井ヶ丘・桃園	三山木・松井ヶ丘・桃園
生徒数	104	244	373

- 市内小学校4年生に対して、地球温暖化問題及びクールチョイス運動について理解してもらうことを目的に「クールチョイス学習ハンドブック」を作成し、配布する

年度	令和元 (2019)	令和2 (2020)	令和3 (2021)
学校数	9	9	9
配布数	742	845	851

⑯地域における環境学習の推進

- COOL CHOICE 展示・体験会(環境セミナー)の開催
開催日:令和2(2020)年12月15日(水)16日(木)
場所:京田辺市コミュニティホール
参加人数:227人
内容:環境省のCOOL CHOICEイベント用展示ツール貸出しグッズを借りて展示・
体験コーナーを設置

年度		平成30 (2018)	令和元 (2019)	令和2 (2020)	令和3 (2021)
セミナー	開催形式	講演会	講演会	展示会	展示会
	回数	2	1	2	2
	参加人数	212	96	233	227
その他	内容	エコッキング	フィールドワーク	映画上映	-
	参加人数	15	17	31	-

- きょうたなべ環境市民パートナーシップによる「家庭の省エネ・節電相談所」の開設支援(COOL CHOICE 展示・体験会にて同時開催)
- きょうたなべ環境市民パートナーシップによる「エコ工作教室」(10/3)の実施
- きょうたなべ環境市民パートナーシップによる「環境講演会」の実施
- 3月12日 演題:家庭ごみの話し 講師:京田辺市清掃衛生課課長
- 3月27日 演題:やさしい環境問題と誰でもできるエコライフ
講師:鈴木 靖文(ひのでやエコライフ研究所取締役)

⑰環境保全活動を担う人材の育成推進

【5-18 同様取組】

- きょうたなべ環境市民パートナーシップへの支援(事務局)

年度	平成29 (2017)	平成30 (2018)	令和元 (2019)	令和2 (2020)	令和3 (2021)
個人会員数	44	44	42	47	43
団体会員数	6	6	6	6	6

※当該年度人数:次年度の総会報告の人数

- 職員研修として「市環境セミナー」へ参加しリーダー育成を図る
- 本市における京都府地球温暖化防止活動推進員 ※任期2年間

年度	平成29(2017) 第8期	令和元(2019) 第9期	令和3(2021) 第10期
人数	5	5	6

資料5 用語解説

【アルファベット】	
EMS	Environmental Management System の略称。組織や事業者が、その運営や経営の中で自主的に環境保全に関する取組を進める際に、環境に関する方針や目標を自ら設定し、それらを実現するための工場や事業所内の体制・手続きなどの仕組み。
ESCO 事業	Energy Service Company 事業の略称。省エネルギー改修にかかるすべての経費を光熱水費の削減分で賄う事業。ESCO事業者は、省エネルギー診断、設計・施工、運転・維持管理、資金調達などにかかるすべてのサービスを提供する。
FIT 電力	再生可能エネルギーの固定価格買取制度。再生可能エネルギーで発電した電気を、電力会社が一定価格で一定期間買い取ることを国が約束する制度のこと。
HEMS	Home Energy Management System の略称。家庭でのエネルギー使用状況を、専用のモニターやパソコン、スマートフォン等に表示することにより、家庭における快適性や省エネルギーを支援するシステムで、空調や照明、家電製品などの最適な運用を促すもの。
IPCC	気候変動に関する政府間パネル。昭和63(1988)年にWMO(世界気象機関)とUNEP(国連環境計画)のもとに設立された政府間機関。気候変動に関する最新の科学的知見についてとりまとめた報告書を作成し、各国政府の地球温暖化防止政策に科学的な基礎を与える。
LNG	液化天然ガスの意。天然ガスを低温で加圧して液化させたもの。
MaaS	Mobility as a Service の略称。地域住民や旅行者一人一人のトリップ単位での移動ニーズに対応して、複数の公共交通やそれ以外の移動サービスを最適に組み合わせて検索・予約・決済等を一括で行うサービス。
PPA	Power Purchase Agreementの略称。電力販売契約の意で第三者モデルとも呼ばれる。企業・自治体が保有する施設の屋根や遊休地を事業者が借り、無償で発電設備を設置し、発電した電気を企業・自治体が施設で使うことで、電気料金とCO ₂ 排出量の削減ができる。設備の所有は第三者が持つ形となるので、資産保有をすることなく再エネ利用が実現できる。
ZEB	Net Zero Energy Building の略称。快適な室内環境を実現しながら、建物で消費するエネルギーをゼロにすることを目指した建物のこと。
ZEH	Net Zero Energy Houseの略称。家庭で使用するエネルギーと、太陽光発電などで創るエネルギーをバランスして、1年間で消費するエネルギーの量を実質的にゼロ以下にする家のこと。

【五十音】	
ア行	
一酸化二窒素 (N ₂ O)	地球温暖化の原因となる温室効果ガスの主要なものの中の 1 つ。二酸化炭素やメタンなどほかの温室効果ガスと比べて大気中の濃度は低いが、単位濃度あたりで温暖化をもたらす能力(地球温暖化係数)が高く重要な成分。
温室効果ガス	大気中に熱(赤外線)を吸収する性質を持つガス。大気中の温室効果ガスが増えると、温室効果が強くなり、より地表付近の気温が上がり、地球温暖化につながる。
力行	
カーボンニュートラル	温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させること。二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出量から、植林、森林管理などによる吸収量を差し引いて、実質的にゼロにすること。
緩和策	温室効果ガスの排出の抑制や、森林等の吸収作用を保全及び強化することで、地球温暖化の防止を図るための施策。
きょうたなべ環境市民パートナーシップ	平成18(2006)年2月に京田辺市環境基本計画を推進するため、市民、学生、事業者および市が連携・協働して、環境の保全と創造に向けて取り組むことにより、良好な地域の環境の確保と地球環境保全に貢献し、「市民の環で環境を守り育てるまち 京田辺」の実現に寄与すること目的として設立された団体。
クールスポット	夏の昼間の時間帯に涼しく快適に過ごせる施設や屋外でも快適に過ごせる場所。
経営耕地	農林業経営体が経営している耕地。自家で所有し耕作している耕地(自作地)と、ほかから借りて耕作している耕地(借入耕地)の合計。
現状すう勢ケース	地球温暖化対策を現状のまま固定し、今後新たな対策を行わないものと仮定し、世帯数などの社会的条件や製造品出荷額などの活動量については、1 単位あたりのエネルギー使用量を固定して、活動量等の予測値から将来推計を行うもの。
原単位	一定量の生産物をつくるために使用する、または排出するモノや時間などの量のこと。
高効率給湯器	従来の給湯器と比較して少ないエネルギーで効率よくお湯を作れる給湯器のこと。
行動変容	人の行動が変わること。ここでは、自主的な行動喚起の促進を通じた脱炭素社会にふさわしい社会システムへの変革やライフスタイルイノベーションへの展開をすること。

コジェネレーション	熱電併給の意。天然ガス、石油、LPガスなどを燃料として、エンジン、タービン、燃料電池などの方式により発電し、生じる廃熱も同時に回収するシステム。回収した廃熱は、蒸気や温水として、工場の熱源、冷暖房・給湯などに利用でき、燃料が本来持っているエネルギーの約75～80%の高い総合エネルギー効率が実現可能となる。
サ行	
再生可能エネルギー/再エネ	石油や石炭、天然ガスといった有限な資源である化石エネルギーとは違い、太陽光・風力・地熱・中小水力・バイオマスといった一度利用しても比較的短期間に再生が可能であり、資源が枯渇せず繰り返し利用できるエネルギーのこと。
サプライチェーン	原料調達から製造、物流、販売、廃棄に至る、企業の事業活動の影響範囲全体のこと。
CO ₂ 排出係数	電気のCO ₂ 排出係数は、1kWhの電力を発電する際に排出されるCO ₂ 排出量(kg)のこと。排出係数は、その年度の水力、火力、原子力などの発電方法の割合によって異なり、毎年変動する。
住民基本台帳	氏名、生年月日、性別、住所などが記載された住民票を編成したもので、住民の方々に関する事務処理の基礎となるもの。
省エネルギー/省エネ	エネルギーを効率よく使うこと。
省エネルギー診断	専門家が家庭や事業所のエネルギー使用状況や管理運営状況を把握、分析し、必要に応じて現地調査を行い設備機器の運用改善や機器更新を提案し、エネルギー削減対策を提案するもの。
将来推計	将来に予想される変化・影響・効果などを定量的に試算すること。
製造品出荷額	当該事業所の所有に属する原材料によって製造されたもの(原材料をほかに支給して製造させたものを含む)を、1年間に当該事業所から出荷した場合の額のこと。
ゼロカーボン	カーボンニュートラル、ネットゼロと同義。二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出量から、植林、森林管理などによる吸収量を差し引いて、実質的にゼロにすること。
タ行	
脱炭素社会	温室効果ガスの排出が実質ゼロの社会。温室効果ガスの排出をゼロにするのではなく、吸収量を増やし、排出量と吸収量を均衡にさせて結果的にゼロにするという考え方。
蓄電池	一回限りではなく充電して何回でも使用できる電池のこと。
適応策	地球温暖化がもたらす現在及び将来の気候変動の影響に対処する施策。

デング熱	蚊に刺されることによって感染する疾患。急激な発熱で発症し、発疹、頭痛、骨関節痛、嘔気・嘔吐などの症状が見られる。通常、発症後2～7日で解熱し、発疹は解熱時期に出現する。
ナ行	
内水氾濫	市街地に排水能力を超える多量の雨が降り、排水が雨量に追いつかず建物や土地が水に浸かる現象。
熱中症警戒アラート	環境省と気象庁が熱中症の危険性が極めて高くなると予測された際に、危険な暑さへの注意を呼びかけ、熱中症予防行動をとるよう促すための情報。
燃料電池	水素と酸素との電気化学反応によって直接、電気エネルギーに変換する装置。発電のために投入されるエネルギーをそのまま電気エネルギーに変換するため、エネルギーの変換ロスが小さく、従来の発電に比べて発電効率が約40～60%高くCO ₂ 排出量も少ない。
マ行	
メタン(CH ₄)	二酸化炭素に次いで地球温暖化に及ぼす影響が大きな温室効果ガス。湿地や水田、家畜、天然ガスの生産やバイオマス燃焼など、その放出源は多岐にわたる。
ラ行	
ロス＆ダメージ	気候変動の悪影響に伴う短期損失(ロス)、中長期的被害(ダメージ)を指す。

この第2次京田辺市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)は、本市のゼロカーボンシティ宣言に賛同いただいた、下記、企業様による企業版ふるさと納税を一部活用して策定しました。

【寄付をいただいた企業】



MKタクシー

エムケイ株式会社

第2次京田辺市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)

発行:令和5(2023)年3月 京都府京田辺市

編集:京田辺市 経済環境部 環境課

〒610-0393 京都府京田辺市田辺 80 番地

TEL 0774-64-1366 FAX 0774-64-1359

メールアドレス:kankyo@city.kyotanabe.lg.jp

ホームページアドレス:<https://www.city.kyotanabe.lg.jp/>

第2次 京田辺市 地球温暖化対策 実行計画 (区域施策編)

